

県産米地域内消費拡大支援事業補助金交付要綱

(制定) 令和8年6月29日8農政マ第78号

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内農産物直売所（以下「直売所」という。）における県産米の販売機能を強化し、消費者が県産米を安心して安定的に購入できる体制を構築するとともに、県内における県産米の消費を拡大することを目的として、直売所が小型精米機等を導入する際に要する経費を支援し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 直売所

県内に所在し、複数の生産者から構成される団体又は組織が農産物その他これに関連する加工品を販売する施設であって、継続的に県産農産物の販売を行うものをいう。

(2) 県産米

県内で生産された米（玄米又は精米を含む。）をいう。

(3) 小型精米機等

直売所において県産米の販売機能を強化するために導入する機器であって、精米機能を有することを要件とし、選別、計量包装、その他これらに準ずる機能を付帯するものをいう。

(4) 導入

小型精米機等の購入、設置及びこれらに付帯する工事又は陳列その他付帯設備の整備をいい、新たに小型精米機等を設置する場合のほか、既存の小型精米機等の性能又は処理能力を向上させる更新を行う場合を含むものとする。

(補助事業者)

第3条 補助金の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、県産米を広く消費者へ届けることを目的として、直売所を通じた販売促進に取り組む者のうち、直売所の設置者又は運営主体であって、継続的に県産米の販売に取り組む意思を有し、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 県産米の販売機能向上を図るため、小型精米機等の導入を行う者

- (2) 補助金の適正な執行を行う能力を有する者
- (3) 法令又は条例に違反し、又は公序良俗に反する行為を行っていない者
- (4) その他、知事が補助事業者として適当と認める者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次に掲げる小型精米機等の導入に要する経費とする。

- (1) 小型精米機等の機器本体の購入に係る経費
- (2) 設置に必要な付帯工事に係る経費
- (3) 設置に伴う付帯設備の整備に係る経費

2 補助対象外経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 維持管理費、修繕費、消耗品、電気料金等の管理経費
- (2) 人件費、旅費、会議費その他これらに類する経費
- (3) 中古品の購入費、リース料、レンタル料
- (4) 他の用途にも利用可能な汎用性の高い備品であって、事業との関連が明確でないもの
- (5) 国、県、市町村その他の団体からの補助金の交付対象となる経費
- (6) その他、知事が不相当と認める経費

3 補助金の対象経費、補助率、補助金の上限額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率	補助金上限額
小型精米機等の導入に係る経費	補助対象経費の2分の1以内	50万円

(交付申請)

第5条 補助事業者が当該補助金の交付を受けようとする場合は、県産米地域内消費拡大支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 直売所が複数の生産者から構成される団体又は組織であることを確認できる書類(規約、構成員名簿、出荷者一覧その他これらに準ずる書類)
- (2) 見積書(同一製品において2者以上。ただし、やむを得ない理由により2者以上の見積書の提出が困難な場合は、その理由を記載した書類を添付すること)
- (3) 仕様書又はカタログの写し
- (4) 別表1に定める評価項目及び配点基準に係る積算根拠資料であって、次に掲げる事項を確認できるもの

ア 米の出荷生産者数

イ 直近3年度（申請日の属する年度の前3年度をいう。）における米の販売金額

ウ 直近3年度（申請日の属する年度の前3年度をいう。）における直売所の売上高

エ 新規に小型精米機等を導入する場合は、導入前後の状況が確認できる書類（配置図、現況写真等）

オ 有機JAS認定又は信州の環境にやさしい農産物認証を受けた米の出荷生産者がいる場合は、その旨が確認できる書類（認証書の写し、出荷者名簿その他これらに準ずる書類）

(5) 補助事業者の適格性に関する確認書（様式第6号）

(6) 暴力団等反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第6号の2）

(7) その他知事が必要と認める書類

2 申請額は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を控除した額とする。ただし、申請時に当該控除税額が未確定の場合は、この限りでない。この場合において、当該控除税額が確定したときは、速やかにこれを知事に報告し、当該控除税額に相当する補助金額について、必要に応じて返還しなければならない。

3 第1項の書類の提出期限は、知事が別に定める。

4 提出方法は、持参、郵送、電子メールにより提出するものとする。

（交付決定の通知）

第6条 知事は、第5条の規定による交付の申請があった場合は、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるものについて、速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

（補助金の交付条件）

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付条件とする。

(1) 補助事業者は、交付決定の内容を変更しようとするときは、速やかに知事に申請して、その承認を受けなければならない。

(2) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに知事に申請して、その承認を受けなければならない。

(3) 補助事業者は、補助事業に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、補助対象財産に関する書類については、減価償却資産の耐用年数等に関する

省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間が満了するまで保存しなければならない。

（変更承認申請等）

第8条 第7条第1号から第2号までの承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を知事に提出して行うものとする。

（1）事業の内容を変更しようとするとき

県産米地域内消費拡大支援事業補助金変更申請書（様式第2号）

（2）事業を中止又は廃止しようとするとき

県産米地域内消費拡大支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）

（実績報告）

第9条 補助事業者は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付の決定があった日の属する年度の2月28日のいずれか早い日に県産米地域内消費拡大支援事業補助金実績報告書（様式第4号）を作成し、次の書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 新たに小型精米機等を設置した場合

（1）小型精米機等の導入に係る納品書及び領収書の写し

（2）小型精米機等の設置状況及び機器銘板が分かる写真、施工写真等

（3）財産管理台帳

（4）その他知事が必要と認める書類

3 小型精米機等を更新した場合（既存機器の性能又は処理能力向上を含む）

前項までに掲げる書類に加え、次に掲げる書類を提出するものとする。

（1）旧機器の型式及び性能が分かる資料

（2）旧機器の処分を証する書類（廃棄、売却、下取り等）

（補助金の交付請求）

第10条 補助事業者は、規則第13条第1項の補助事業の額の確定後に補助金の交付を請求しようとするときは、県産米地域内消費拡大支援事業補助金交付請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び返還）

第11条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金の目的に反して補助事業を実施し、又は実施しなかったとき。
 - (3) 第7条の規定による承認を受けないで補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止若しくは廃止したとき。
 - (4) 法令、条例、規則又は交付条件に違反したとき。
 - (5) その他補助金の適正な執行に支障があると知事が認めるとき。
- 2 前項の規定により返還を命ぜられた補助事業者は、知事が指定する期日までに、当該金額を返還しなければならない。

(補助財産の処分制限)

第12条 補助金により取得し、又はその効用が増加した財産（以下「補助財産」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間において、知事の承認を受けないで、譲渡、交換、貸付、担保設定その他の処分をしてはならない。

2 補助財産が滅失し、又は損傷した場合であって、補助事業者の責めに帰することができない事由によるときは、その旨を速やかに知事に報告しなければならない。

3 知事は、前2項の承認又は報告に係る事案に応じ、補助金相当額の返還その他必要な条件を付することができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月29日から施行する。